

第2回代表者会議資料

新条例を確認しよう～今後の学童保育のために何を要望するか？

2014年10月19日

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会

9月定例市議会にて、春日部市の放課後児童クラブの今後を決定する重要な2つの条例が制定されました。

春日部市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

改正前	改正後
(入室の資格) 春日部市立小学校の第1学年から第3学年までに在学する児童	(入室の資格) 春日部市立小学校に在学する児童

春日部市放課後児童健全育成授業の設備及び運営に関する基準を定める条例

※放課後児童クラブの設置と運営に関する全ての要件について規定した条例。

公設のみならず、市が認定し補助する可能性のある全ての施設を想定して要求内容を規定している。

新条例を読んで、今後の学童保育のために私たちが何に注意して行けば良いか、考えてみましょう。

1) 入室資格の改正（一部を改正する条例）

「6年生までが入室できる」

増設が必要なクラブ（八木崎、立野、・・・）について少しでも早く施設の準備を。
時間がかかる場合は暫定措置も要請しましょう。（臨時の開き教室利用など・・・）

2) 基準と実際の事業者について（新条例第5条）

「設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない」

新条例の基準よりも、実際には充実している項目が数多く存在します。これらが後退することは許されません。

3) 保護者への説明責任（新条例第6条の3）

「児童の保護者及び地域社会に対し、・・・運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない」

毎年、連絡会では「予算と実績の説明」「指導員の研修実績の説明」「保育指針と就業規則の説明」「指導員の配置状況の説明」を求めています。回答は「適切に実施しています」「入室のしおりに記述されています」（実際は合計金額しか書いてない！）などの回答。とても「適切に説明する」責任を負っているとは思えません。

4) 職員の資質向上義務（新条例第9条）

「職員は、常に自己研鑽に励み・・・」

「事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し・・・」

要望書では、指導員を管理統括する社協職員に対しても、外部研修に参加する事を義務付ける様、求めています。指導員については、現状年1回しか認められていない外部研修への参加制限を撤廃し、積極的な研修への参加を求めています。

5) 指導員の配置要件（新条例第11条の2）

「単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」

現状、最低2人の正規指導員の配置が基本となっている。新基準はこれを後退させるものであり、認める事はできません。第5条に照らし、従来の配置基準を維持する様に求めています。

6) 大規模問題の解消（新条例第11条の4）

「児童の数はおおむね40人以下とする」

現状は70名以下。しかし実際には100名程度までが1つの集団として保育されているクラブもあり、改善が必要。単なる机上の分割ではなく、必要な設備（トイレや流し、生活用設備など）が整った形での整備を求めて行きます。

7) 同一敷地内の他クラブとの兼務（新条例第11条の5）

「(兼務の禁止について) 利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者または補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合・・・この限りでない」

現状春日部市では20人未満のクラブは無いものの、今後の増設・分割で出現する可能性はあります。その際に、今まで認められていなかった兼務を導入する事は、指導員配置の基本が崩れてしまいます。これも一つの「保育内容の後退」と考えられるので、そうならない様に注意を払っていきたく思います。

8) 移行猶予期間（新条例附則）

面積要件（1人当たり1.65m²以上）→「当分の間」

支援員の研修終了 →「平成32年3月31日まで」

規模の要件（おおむね40人） →「当分の間」

新条例は、今後の学童保育の運営を左右する重要な条例ですが、捉え方によっては保育レベルの後退にも繋がりがねない内容を含んでいます。

条例の意味するところをきちんと把握した上で、今後の学童保育を発展向上させるために、しっかり行政の施策を確認し、必要に応じて改善を訴えていきたいと思います。

以上